

事 務 連 絡
令和 2 年 1 1 月 5 日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
技術安全部長

バス車内における外気導入による換気の徹底について（要請）

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から、別添のとおり周知について要請がありました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、周知方お願いいたします。

以上

担 当：技術安全部 田中、横山
(TEL) 03-3216-4015



事 務 連 絡
令和2年11月4日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

バス車内における外気導入による換気の徹底について（要請）

新型コロナウイルスの感染防止対策については、これまで、運転者・乗務員に対する咳エチケットや手洗いの励行、マスクの着用、始業点呼時における検温等による体調確認の徹底、車内換気の実施等を要請してきたところです。

特に、バス車内での感染防止のためには、夏季・冬季にかかわらず、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気が不可欠です。また、長距離・長時間の運行が行われる高速乗合バスや観光バスにおいては、運行中の換気に加えて、停車中の換気についても下記の通り取り組んでいただくよう、傘下会員への周知をお願いいたします。

記

1. 観光地への立寄り等により乗客全員が降車する際は、降車後にバス車内の窓を一定時間開放すること。
2. トイレ休憩時等において乗客の一部がバス車内に残っている際は、エンジンを切らずに、エアコンにより外気を導入し、車内換気を継続すること。